

## 中学校社会科歴史的分野における法教育実践の可能性

寺本 誠 (お茶の水女子大学附属中学校)

本発表の目的は、生徒たちが過去の歴史的事象を深く理解し、現在起きている様々な課題を解決するよう探究する姿勢を育むには、歴史的事象を多面的・多角的に考察して、根拠に基づいて公正に判断し、意思決定する機会を保障する学習が有効であることを、発表者の実践を通して明らかにすることである。発表者は特に、当時の人々の法制度と法意識が顕著に表れる歴史上の紛争事例を扱うことを通して、生徒たちは歴史的な見方・考え方に加え、法的な思考を働かせることにより、歴史認識と現実の社会認識の両方を深めることができると仮定した授業構成を考え、実践した。

歴史的分野において法制度や法意識を扱う意義として、次の二点が挙げられる。一つは、「法制度・法原理を通して、歴史的事象の中に見られる当時の人々の法意識に迫ることにより、心性をより深く捉え、歴史的事象の背景や経過について理解を深めることができる」ことであり、もう一つは「歴史的事象を活用することで、現在の法制度・法原理をよりよく理解するとともに、過去と現在の法制度・法原理を比較・検討し、より良いあり方を考えることができる」と考えている。このような意義を踏まえ、発表者は歴史的分野の学習においても、法的な思考を活かした課題解決的な授業を積極的に取り入れるべく、教材開発を行ってきた。

本発表では主に平安時代前期の866年に起きた応天門の変を教材化した事例を取り上げる。応天門放火事件が発生し、最初に疑われたのは左大臣・源信、告発したのは右大臣・藤原良相と大納言の伴善男、そして、この緊急事態に太政大臣・藤原良房が天皇に摂政を任じられ、事態収拾にあたることとなった、というのが事件の概略である。応天門の変を描いた絵巻物である『伴大納言絵巻』には、平安時代の人々の法意識を表す題材、すなわち当時の訴訟や裁判に関する図像を多く見ることができる。登場人物の伴善男、藤原良房、源信の異なる訴えが描かれている点はその一例である。善男は天皇に讒言し、源信が処罰されそうになったことを知った良房は天皇に諫言し、赦免を願い出る。源信は屋敷の庭に荒薦を敷き、天道に無実を訴える。このように、本事件は古代と現代の法意識の相違点と類似点が含まれており、また、犯人が誰かという謎解きの要素もあることから、生徒の興味・関心を高め、自分なりに意見を再構築して歴史を捉え、さらなる探究へと進む姿を期待して教材化を行った。

授業では、応天門放火事件に関わったとされる関係者を示し、絵巻物やその他の文献史料を引用しながら、応天門放火事件の犯人として最も疑わしい人物は誰か小グループで考えさせた。様々な史料や政治的な力関係を踏まえつつ、平安時代の人々の法意識に迫り、生徒がこの紛争に対する自分なりの解釈を通して、根拠に基づいて意思決定する機会を設定した。さらに、単元全体を通じた課題として「なぜ藤原氏は平安時代にこれだけの権力を持ち続けたのか」という問いを示して、平安時代とはどのような時代であったのか生徒自身に考えるよう促した。

実践を通して次の二点の成果が認められた。一つは生徒たちが過去の歴史的事象を、近代の法の構成要素である、公正、正義、権威といった概念に基づいて価値判断し、判断基準や根拠を明確にして意思決定することができた点である。もう一つは生徒たちが法を通して平安時代の社会のあり方や人々の意識について認識を深め、平安時代とはどのような時代か自分なりの歴史像を描くことができた点である。このように、歴史的分野における法教育の実践は有効であり、法教育の可能性を拡げることができると考えられる。その有効性をさらに検証するためには、中学3年間を通して歴史的分野における法教育実践をカリキュラムに位置付けるとともに、様々な視点に基づく実践の開発・蓄積が求められる。